

市政記者クラブ 様

2023年10月3日（火）
愛知県スポーツ局アジア・アジアパラ競技大会推進課
企画・啓発グループ
担 当 永田、石田 タ イ ル イ ン 052-954-6729
名古屋市総務局総合調整部アジア・アジアパラ競技大会推進室
担 当 筧、鈴木 タ イ ル イ ン 052-972-2242
公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
経営企画課
担 当 大林、小川 タ イ ル イ ン 052-746-9103

愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会開催都市契約を締結しました

愛知県、名古屋市、アジアパラリンピック委員会（APC）、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）及び公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会は、下記のとおり、愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会開催都市契約を締結しましたのでお知らせします。

記

1 締結日

2023年10月3日（火）

2 署名者

- アジアパラリンピック委員会会長 マジット・ラシェッド
最高経営責任者 タレック・ソエイ
- 愛知県知事 おおむら ひであき 大村 秀章
- 名古屋市長 かわむら たかし 河村 たかし
- 公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会
会 長 もり かずゆき 森 和之
- 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
事務総長 むらて さとし 村手 聡

3 開催都市契約の概要

別添のとおり

なお、開催都市契約書については、翻訳作業及び公開に係るAPC及びJPCとの確認を行った上、今後、公開する予定です。

<大会の概要>

- 会 期：2026年10月18日（日）～10月24日（土） 【7日間】
- メイン会場：名古屋市瑞穂公園陸上競技場
- 選手団人数：3,600人～4,000人（選手・チーム役員）
- 競技・会場：18競技
- 参加国等：アジア45の国と地域

愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会開催都市契約の概要

1 期間

本開催都市契約（以下「本契約」という。）は、2023年10月3日（以下「開始日」という。）から効力を有することを記載。

2 任命、計画及び報告

A P Cは、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「L O C」という。）をアジアパラ競技大会 2026 の当地の大会組織委員会として任命すること、L O Cは、開始日から6か月以内に基本計画をA P Cに提出することなどを記載。

3 商業権の付与

A P Cは、L O Cに対して、マーケティング権、メディア権及びチケット権により構成されるアジアパラ競技大会 2026 に関する全ての商業上の権利（以下「商業権」という。）を授与すること※、L O Cは商業収入のうち、スポンサーシップ収入、N P Cへの分配金を除くライセンシング収入、スポンサーシップ収入とライセンシング収入を除くその他のマーケティング収入、メディア収入、チケット収入を取得することなどを記載。

※メディア権のうち大会のパフォーマンス記録に関する権利、大会の写真に関する権利、G B O（競技大会放送機関）放送データに関する権利を、本契約の当該各条項に記載された範囲で留保

4 アジアパラ競技大会 2026

大会で計画されている競技は、アジアパラ競技大会 2026 競技プログラミング（付属文書 C で定めるとおり）に明記されること、競技大会に参加を予定する競技者の人数は2,400人から2,700人の間とし、予定するN P Cチーム役員的人数は、1,200人から1,300人の間とすること、これらの競技者とN P Cチーム役員のうち、移動に制限がある者又は日常的な車いす使用者の人数は、880人から950人の間とすること、最終的な参加人数は、A P CとL O Cが協議の上、開会式の18か月前までに決定すること、競技会場は別途A P CとL O Cが協議して決定することなどを記載。

付属文書 C

1	アーチェリー	6	ブラインドフットボール	11	バレーボール（座位）	16	車いすフェンシング
2	陸上競技	7	ゴールボール	12	水泳	17	車いすラグビー
3	バドミントン	8	柔道	13	卓球	18	車いすテニス
4	ボッチャ	9	パワーリフティング	14	テコンドー		
5	自転車競技	10	射撃	15	車いすバスケットボール		

5 アジアパラ競技大会 2026 に関する L O C の義務

アクセディテーションサービスを計画して提供すること、プロトコル、輸送、警備等に関する計画を提出すること、安全、防火及び医療サービスに関する対策を行うこと、全てのボランティア及び技術スタッフに教育及び研修を行うことなどを記載。

6 宿泊

L O C は、アジアパラ競技大会 2026 選手村（競技者及び NPC チーム役員の適切な宿泊設備として、L O C が指定したすべての施設（ホテルを含む。)) において、競技者及び N P C チーム役員にアクセシブルな宿泊サービス及び設備を提供すること、A P C ファミリーのメンバー及び競技大会役員にホテルの部屋を提供すること、開会式の 18 か月前までに、A P C に宿泊施設計画を提出することなどを記載。

7 会議及び訪問

L O C は、アジアパラ競技大会 2026 調整委員会を 1 年に最大 2 回手配すること、各 I F のために最大 2 回の技術施設訪問を手配すること、A P C アスリート委員会選挙の開催を支援することなどを記載。

8 知的財産権

A P C や L O C が所有する知的財産権の分類（エンブレム、マスコットなど）、L O C の知的財産権の保護措置を講ずること、知的財産権の侵害に対する対応などを記載。

9 資金に関する取決め

L O C は、A P C へ大会開催料（300 万米ドル）の支払いを行うこと、開始日から 9 か月以内に財政計画を作成して A P C に提供すること、年次財務報告を A P C に提出すること、閉会式から 12 か月以内に最終決算を A P C に提出することなどを記載。

10 マーケティング

L O C は、商業権に関するマーケティングプログラムを開発及び策定することができること、L O C スポンサーシップ契約を第三者（L O C パートナー）との間で締結することができること、開始日から 12 か月以内にマーケティング計画を提出すること、アンブッシュ・マーケティング及び商業権の不正使用の防止等必要な対策を講じることなどを記載。

11 メディア報道

L O C は、競技大会放送機関を設置すること、開会式の 24 か月前までにメディア計画（メディアに対する広報、デジタル及びソーシャルメディア並びに社会的認知に関する詳細な予定表付き計画）を提出することなどを記載。

12 アジアパラ競技大会 2026 の終了後の義務

LOCは、閉会式から12か月以内に英語で2種類の公式報告書（詳細及び概略）を公表すること、アジアパラ競技大会 2026 の知識及び専門技術を無償でAPCが利用できるようにすることなどを記載。

13 表明及び保証

契約当事者は、本契約を締結することができ、自身の代表者が本契約に署名する権限を付与されていること等を表明し、保証し、約束することなどを記載。

14 解除

本契約に記載された重大な義務に違反し、その違反を直接の原因として競技大会を客観的に開催できないことが明白な場合などには、本契約を解除し、競技大会の開催を取り消しができることやその際の手続きなどを記載

15 不可抗力

戦争、自然災害、感染症等の不可抗力によって本契約に基づく義務の履行が阻害される場合などは、いずれの当事者も、当該事由により本契約に基づく債務不履行とみなされないことやその際の手続きなどを記載。

16 雑則

秘密保持に関すること、本契約は非公開であること（日本語に翻訳された本契約のみは公開可）、本契約違反による損害賠償、本契約に基づく権利等の第三者への譲渡の制限、変更は各代表者が署名した書面によって行われる場合にのみ有効となること、準拠法は日本法で、紛争解決はICC（国際商業会議所）仲裁規則に基づき仲裁によって行うこと、次の附属文書が本契約に添付され、その内容に拘束されることなどを記載。

<附属文書>

附属文書A 定義及び解釈

附属文書B アクセシビリティ基準

附属文書C アジアパラ競技大会 2026 スポーツプログラム

附属文書D APCファミリー

附属文書E 大会開催料の内訳

附属文書F 開始日APCパートナー